

地区計画取り扱い

令和8年（2026年）8月25日
つくば市都市計画部都市計画課
建築指導課

中根・金田台地区地区計画における緑景観住宅地区のかき又はさくの構造の制限の取り扱いについて

1. 趣旨

中根・金田台地区地区計画における緑景観住宅地区の区域内の一部において、隣地及び道路との高低差が大きく、転落の危険性があることから、かき又はさくの構造の制限の運用について必要な事項を定める。

2. 適用対象

中根・金田台地区地区計画における緑景観住宅地区の区域内の下図に示す隣地及び道路境界線（赤線）に面して設置する転落防止を目的としたかき又はさくに適用する。



3. 運用基準

隣地及び道路境界線（赤線）に面して設置する転落防止を目的としたかき又はさくの構造は、次の各号の一に掲げるものとする。

- (1) 生垣
- (2) 地盤面からの高さ 1.5m 以下の木製フェンス
- (3) 地盤面からの高さ 1.5m 以下の鉄さく、金網等の透視可能なフェンス（ただし、高さ 0.6m 以下の基礎の部分はこの限りではない。）